

議案第82号

鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例制定の件

鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年9月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年鹿児島県条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第14章 児童家庭支援センター（第110条—第112条）」を「第14章 児童家庭支援センター（第110条—第112条）」に改める。
「第14章 児童家庭支援センター（第110条—第112条）」を「第14章 児童家庭支援センター（第110条—第112条）」に改める。
「第15章 里親支援センター（第113条—第118条）」を「第15章 里親支援センター（第113条—第118条）」に改める。

第7条の3第1項及び第16条第1項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第17条及び第30条第2項中「内閣総理大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第33条中「当該」を「年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向、」に改める。

第35条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第38条第2項中「内閣総理大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第41条中「当該」を「年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向、」に改める。

第44条中「婦人相談所」を「里親支援センター、女性相談支援センター」に改める。

第59条第2項中「内閣総理大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第63条中「当該」を「年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向、」に改める。

第66条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第93条第2項中「内閣総理大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第95条中「当該」を「年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向、」に改める。

第98条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第101条第2項中「内閣総理大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第105条中「当該」を「年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向、」に改める。

第108条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第14章の次に次の1章を加える。

第15章 里親支援センター

(設備の基準)

第113条 里親支援センターは、事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者（第118条において「里親等」という。）が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

(職員)

第114条 里親支援センターの職員については、設備運営基準第88条の6の定めるところによる。

(里親支援センターの長の資格等)

第115条 里親支援センターの長の資格については、設備運営基準第88条の7の定めるところによる。

(里親支援)

第116条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第27条第1項第3号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第117条 里親支援センターは、自ら行う法第44条の3第1項に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第118条 里親支援センターの長は、県、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要に応じて、児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

児童福祉法の改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。